○東北地方整備局告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

東北地方整備局長　川瀬　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　一般国道398号改築工事（内海橋災害復旧工事・宮城県石巻市中央二丁目地内から同市八幡町一丁目地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市中央二丁目、中央三丁目、八幡町一丁目及び八幡町二丁目地内

宮城県石巻市中央二丁目地先河川敷地、中央三丁目地先河川敷地及び八幡町一丁目地先河川敷地地内

２　使用の部分　宮城県石巻市中央二丁目、中央三丁目及び八幡町一丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市中央二丁目地内から同市八幡町一丁目地内までの延長0.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道398号改築工事（内海橋災害復旧工事）及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道398号改築工事（内海橋災害復旧工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第３号に掲げる県道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件事業は、公共土木施設災害復旧国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業に該当するとともに、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の復旧事業は都道府県が実施することなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道398号（以下「本路線」という。）は、宮城県石巻市を起点とし、牡鹿郡女川町、栗原市、秋田県湯沢市等を経由して、秋田県由利本荘市に至る延長約276kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する石巻市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）の西内海橋及び東内海橋は、主桁変形、橋脚沈下等の被害を受け長期間にわたり通行止めとなったものである。また、現道の一部は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員、最小曲線半径を満たさない区間が多数存在するなど幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等が良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズゴマツボ及びナゴヤサナエ並びにその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、イヌハギ及びゴマノハグサ、準絶滅危惧として掲載されているホソバイヌタデ、タコノアシ、ノウルシ及びキクタニギク並びにその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、ミズゴマツボについては、河道内の改変面積を最小に抑えるとともに、工事中の濁水対策などの保全措置を講ずることとしている。

なお、施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第４種第１級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和13年３月11日に都市計画決定され、昭和35年３月２日、昭和40年７月28日、昭和41年３月２日、昭和61年５月23日及び平成26年２月28日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所